

●条例に基づく災害被害者の方に対する県税の減免措置について

災害により被害を受けた方は、以下のとおり県税の軽減または免除を受けることができます。

税 目	減 免 の 要 件	減 免 さ れ る 金 額
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産の損害額が、資産価格の1/3以上 ②事業税の課税標準となる前年の所得金額が、1千万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来 	事業税の課税標準額が 230万円以下 … 事業税額の全部 230万円超480万円以下 … 事業税額の1/2 480万円超 … 事業税額の1/3
	<ul style="list-style-type: none"> 上記に該当しない場合で、以下のすべての要件を満たす場合 ①事業用資産および住宅・家財の損害額が、資産等の価格の1/4以上 ②前年の所得金額が、500万円以下 ③事業税の納期限が、災害の日以後に到来 	損害額（保険金等により補てんされるべき金額を除く）の割合が 1/2以上 … 事業税額の全部 1/4以上1/2未満 … 事業税額の1/2
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> 不動産の取得日からその不動産取得税の納期限までの間に、災害により著しく不動産の価格を減じた場合 	災害により減じた価格（保険金等により補てんされるべき金額を除く）×税率
	<ul style="list-style-type: none"> 災害による滅失不動産の代替不動産を、滅失日から3年以内に取得した場合 	滅失不動産の価格×税率 （上段の適用を受けた場合は、軽減又は免除された額を除く）
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の損害額が、価格の3/10以上である場合 	損害額（保険金等により補てんされるべき金額を除く）の割合が 3/10以上5/10未満 … 自動車税の3/10 5/10以上 … 自動車税の5/10
	<ul style="list-style-type: none"> 災害による交通途絶により、3ヶ月以上運行を休止した場合 	運行休止期間が 3ヶ月以上6ヶ月未満 … 自動車税の3/10 6ヶ月以上 … 自動車税の5/10
その他の税	以下のすべての要件を満たす場合 ①資産等を滅失・損壊し、納税資力がなくなると認められる ②税の納期限が、災害の日以後に到来	その年度における税額の全部

※表中「その他の税」には、個人の県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別徴収の方法による軽油引取税・産業廃棄物税は含まれません。

●条例に基づく災害による県税の申告・納付等の期限延長について

災害その他やむを得ない理由により、県税に関する申告・申請・請求・書類の提出・納付・納入をその期限までに行うことができないときは、期限の延長申請を行うことができます。